

令和7年3月25日  
財務省関税局  
出入国在留管理庁

## 関西空港・羽田空港・成田空港において、 共同キオスクの運用を開始します。

財務省税関及び出入国在留管理庁（入管）では、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、省庁の枠組みを超えた取組として、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする『共同キオスク』の運用を関西空港（第1ターミナル、第2ターミナル）・羽田空港（第2ターミナル、第3ターミナル）・成田空港第3ターミナルにおいて順次開始します。

共同キオスクは、これまで羽田空港第2ターミナルにて、実証実験を行ってまいりましたが、今般、実証実験の結果を踏まえて所要の改善を図ったうえで、上記空港（ターミナル）に配備を拡大して本格的に運用します。

### 【手続の流れ】

#### ① 共同キオスク

デジタル庁が提供する Visit Japan Web で作成した二次元コードと IC 旅券を読み取らせ、案内に従って手続を進めることにより、税関・入管手続に必要な旅券情報・顔写真・申告情報等の提供をワンストップで行うことができます。

#### ② 入国又は帰国手続（入管）

共同キオスクで手続を完了した日本人旅客は、ウォークスルーゲート（配備されていないターミナルでは顔認証ゲート）で帰国手続を終えることができます。外国人旅客は共同キオスク利用者の専用ブースで速やかに入国手続を終えることができます。

#### ③ 税関手続（税関）

共同キオスクで手続を完了した日本人・外国人旅客で税関検査が不要と判断された旅客は、顔認証によりウォークスルーで税関手続を終えることができます。

財務省税関及び出入国在留管理庁（入管）では、順次、共同キオスクを利用できる空港・ターミナルを拡大していく予定です。

共同キオスクの概要及び各空港（ターミナル）における運用開始時期等については添付資料をご参照ください。

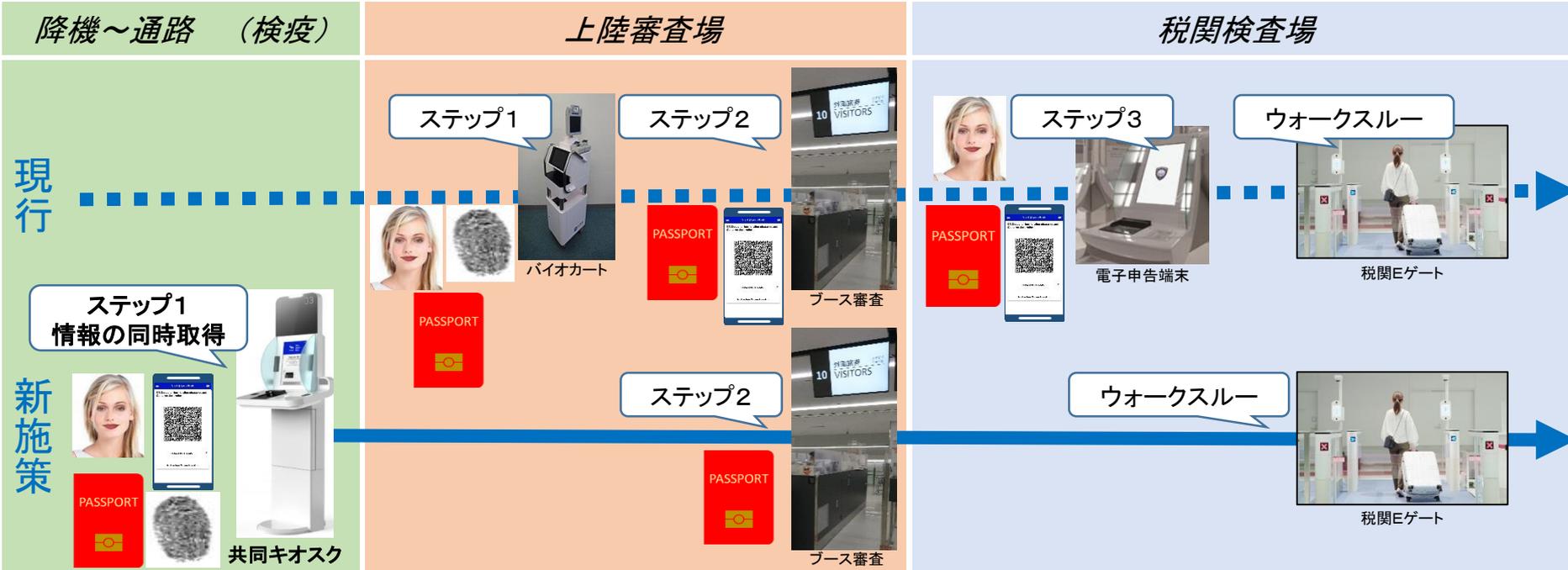
### 【問合せ先】

財務省関税局監視課	TEL	03-3581-4111（内線 2504）
出入国在留管理庁出入国管理課	TEL	045-370-9755（内線 2760）

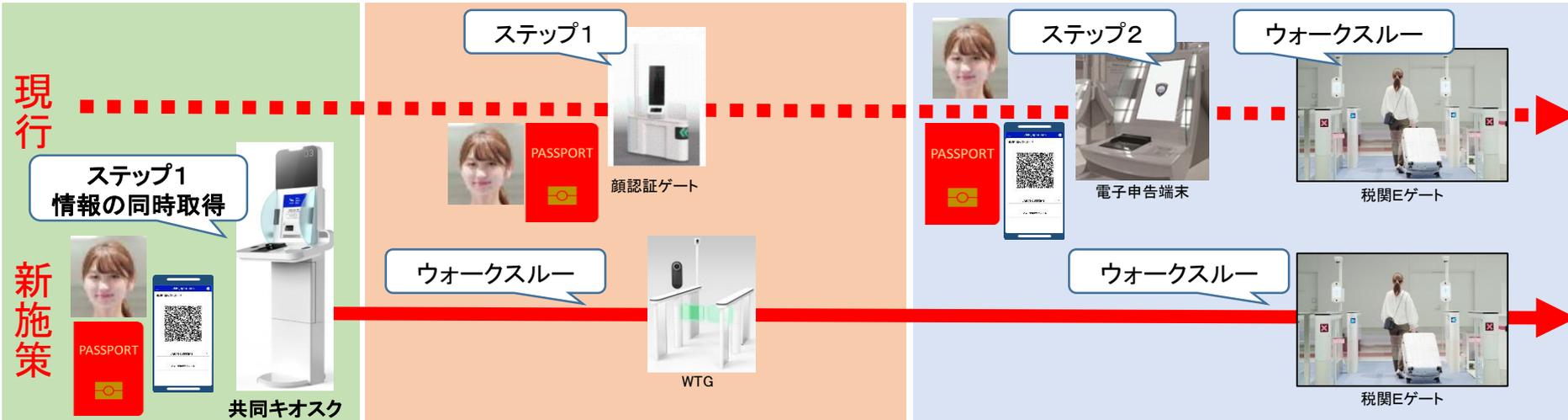
# 税関・入管における「共同キオスク」の概要

- 税関・入管手続に必要な旅券・顔写真・申告情報等を同時に提供できる「共同キオスク」を入国動線上に設置。
- ①旅客の利便性向上、②入国手続全体の時間短縮、③手続ポイントの分散を実現。

外国人



日本人



# 各空港（ターミナル）における運用開始時期等



税関  
Japan Customs I S A



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency

○各空港（ターミナル）における運用開始時期等については、以下のとおりとなります。

空港名	ターミナル名	運用開始時期（注）	設置場所等
関西空港	第1ターミナル	令和7年4月1日	入国動線エリア及び上陸審査場内
	第2ターミナル	令和7年4月1日	上陸審査場内
羽田空港	第2ターミナル	令和7年4月1日	入国動線エリア及び上陸審査場内
	第3ターミナル	令和7年4月11日	入国動線エリア及び上陸審査場内
成田空港	第3ターミナル	令和7年4月7日	入国動線エリア

（注）各空港（ターミナル）の共同キオスク運用時間帯は旅客便の運航状況により異なるため、詳細は税関又は出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。